

【長期優良住宅】 6か月を超える予定の変更は、変更申請をお願いします ～令和9年1月4日から確認開始～

はじめに

認定申請時に届け出た、工事完了予定日や譲受人の決定の予定時期から、6か月を超えて予定が前後する場合は、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（以下「法」）第8条第1項の変更申請書の提出が必要です。
※当該変更申請書の提出については、従来から「長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則」第7条第1号と第2号に定められています。

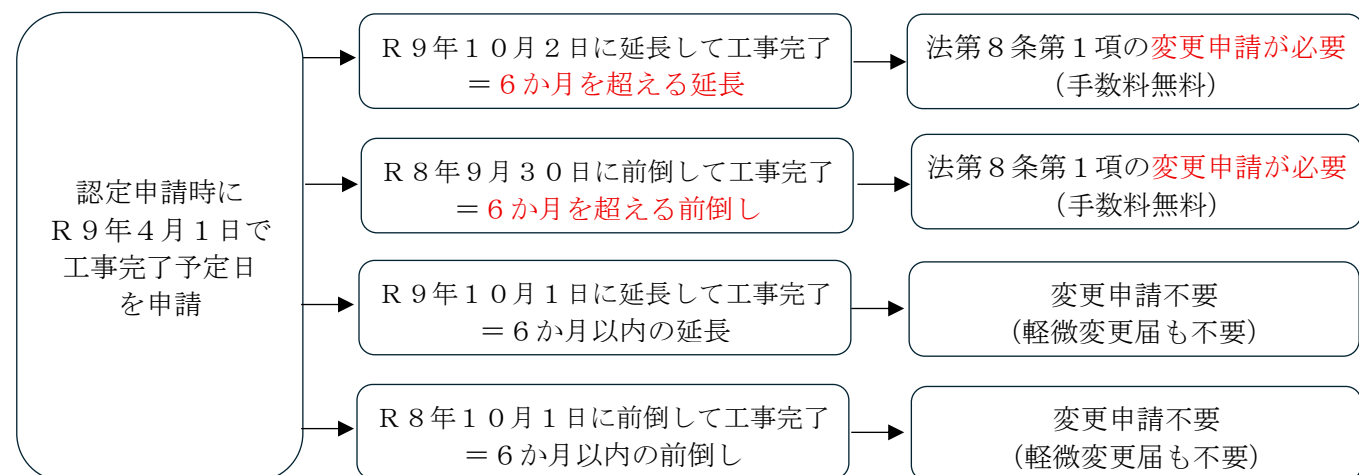
お願い

認定申請時に届け出た、**工事完了予定日や譲受人の決定の予定時期から6か月を超えて予定が前後する場合には、法第8条第1項の変更申請書をご提出ください。**

当該変更申請書の提出がない場合には、**令和9年1月4日**より、**市から提出を依頼します**ので、ご対応いただきますようお願いいたします。

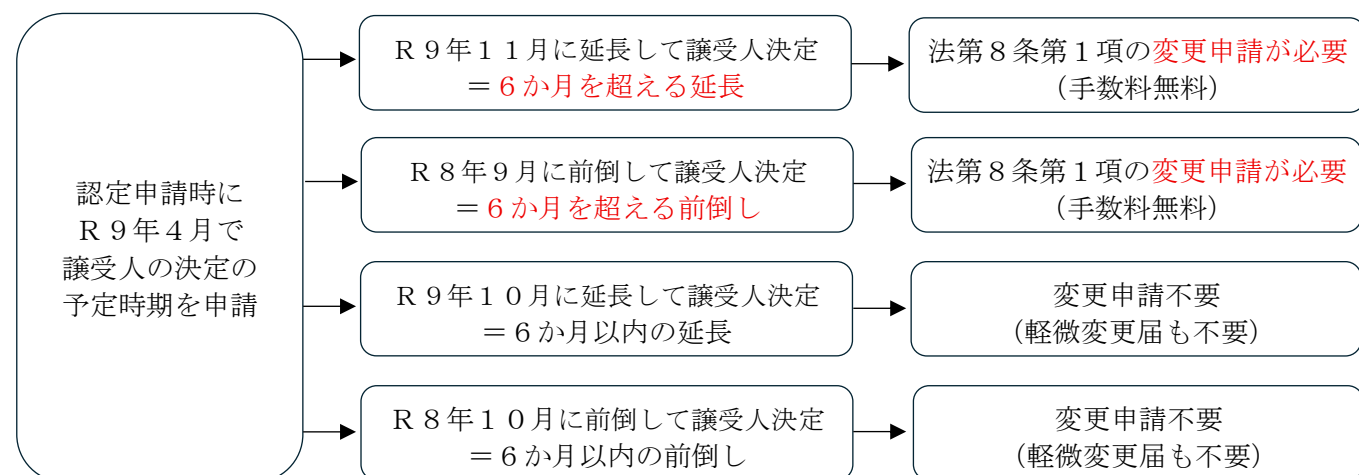
～具体例～ このような場合に変更申請が必要です

パターン① 認定申請時の「工事完了予定日」と実際の「工事完了日※」が違う場合



※工事完了日…建築基準法第6条第1項の規定による工事が完了した日

パターン② 認定申請時の「譲受人の決定の予定時期」と実際の「譲受人の決定時期」が違う場合

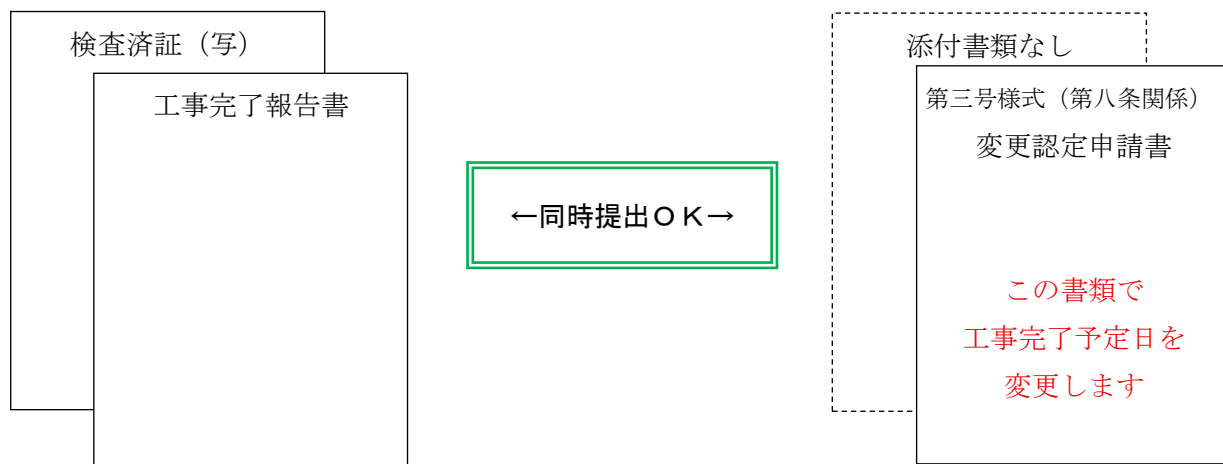


提出方法については、裏面をご参照ください

変更申請書の提出方法

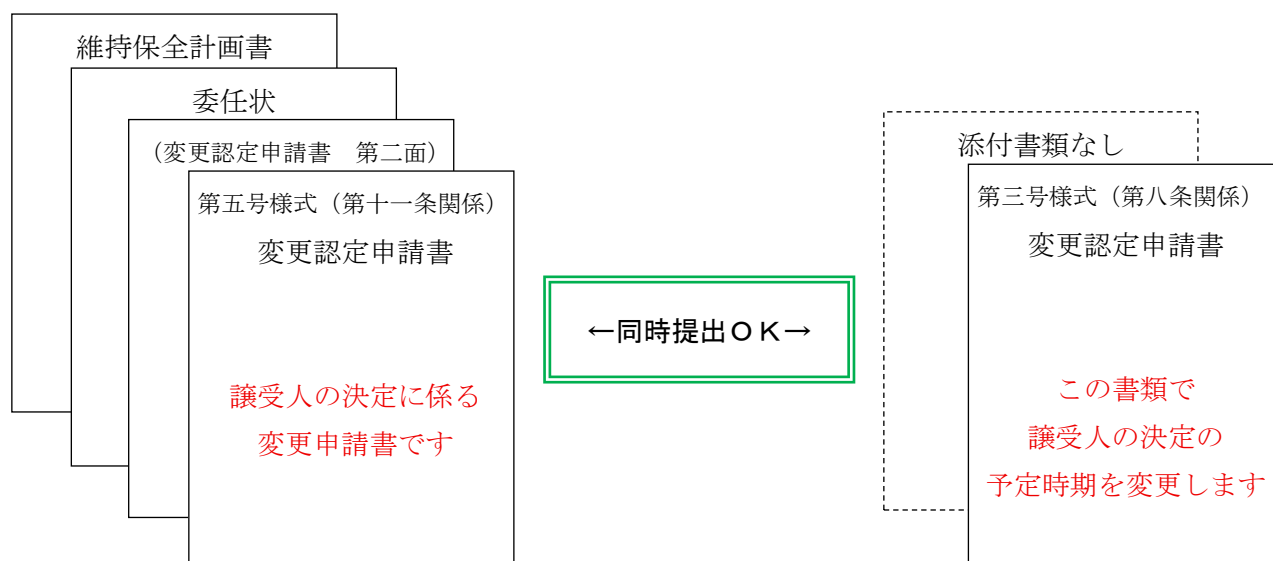
パターン①「工事完了予定日」の変更

工事完了日が、認定申請時の予定から6か月を超えて前後する場合、**工事完了報告書の提出と同時に**、法第8条第1項の変更申請書を提出してください。



パターン②「譲受人の決定の予定時期」の変更

譲受人の決定時期が、認定申請時の予定から6か月を超えて前後する場合、**譲受人の決定に係る変更申請書の提出と同時に**、法第8条第1項の変更申請書を提出してください。



提出書類ダウンロード先

こちらから書類をダウンロードできます。書類は、紙媒体でのご提出をお願いします。

工事完了報告書の様式は
こちらから



①譲受人の決定
②譲受人の決定の予定時期
に係る変更申請書の様式は
こちらから



【問い合わせ先】

東広島市建設部住宅課 計画調整係

電話：082-420-0946 e-mail：hgh200946@city.higashihiroshima.lg.jp